参考資料３

中長期目標（案）の項目立て

第１期（現行）

項目区分	項目	評価単位	重要度高
Ⅰ．政策体系における法人の位置づけ及び果たすべき役割			
Ⅱ．中長期目標の期間			
Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上			
（１）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等			
	①医療に関する研究開発のマネジメントの実現	☆	
	②研究不正防止の取組の推進	☆	
	③臨床研究及び治験データマネジメントの実行	☆	
	④実用化へ向けた支援	☆	
	⑤研究開発の基盤整備に対する支援	☆	
	⑥国際戦略の推進	☆	
	⑦政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等	☆	
（２）基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施			
	①医薬品創出	☆	○
	②医療機器開発	☆	○
	③革新的な医療技術創出拠点	☆	○
	④再生医療	☆	○
	⑤オーダーメイド・ゲノム医療	☆	○
	⑥疾患領域対応型統合プロジェクト＜がん＞	☆	○
	⑦疾患領域対応型統合プロジェクト＜精神・神経疾患＞	☆	○
	⑧疾患領域対応型統合プロジェクト＜新興・再興感染症＞	☆	○
	⑨疾患領域対応型統合プロジェクト＜難病＞	☆	○
	⑩健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発等	☆	○
Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項			
（１）業務改善の取組に関する事項			
	①組織・人員体制の整備	☆	
	②PDCAサイクルの徹底	☆	
	③適切な調達の実施	☆	
	④外部能力の活用	☆	
	⑤業務の効率化	☆	
（２）業務の電子化に関する事項		☆	
Ⅴ．財務内容の改善に関する事項			
（１）運営費交付金の適切な執行に向けた取組			
（２）保有財産の処分等			
（１）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		☆	
（２）短期借入金の限度額		☆	
（３）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		☆	
（４）前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項無し）		☆	
（５）剰余金の使途		☆	
Ⅵ．その他業務運営に関する事項			
（１）内部統制に係る体制の整備		☆	
（２）コンプライアンスの推進		☆	
（３）情報公開の推進等		☆	
（４）情報セキュリティ対策の推進		☆	
（５）職員の意欲向上と能力開発等		☆	
（６）施設及び設備に関する計画（記載事項無し）		☆	
（７）職員の人事に関する計画		☆	
（８）中長期目標の期間を超える債務負担		☆	
（９）機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項		☆	

第１期（案）

項目区分	項目
Ⅰ．政策体系における法人の位置づけ及び果たすべき役割	
Ⅱ．中長期目標の期間	
Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上	
（１）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等	
	①医療に関する研究開発のマネジメントの実現
	②研究不正防止の取組の推進
	③臨床研究及び治験データマネジメントの実行
	④実用化へ向けた支援
	⑤研究開発の基盤整備に対する支援
	⑥国際戦略の推進
	⑦基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等　ムーンショット追加
（２）基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	
	①医薬品創出
	②医療機器開発
	③革新的な医療技術創出拠点
	④再生医療
	⑤オーダーメイド・ゲノム医療
	⑥疾患領域対応型統合プロジェクト＜がん＞
	⑦疾患領域対応型統合プロジェクト＜精神・神経疾患＞
	⑧疾患領域対応型統合プロジェクト＜新興・再興感染症＞
	⑨疾患領域対応型統合プロジェクト＜難病＞
	⑩健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発等
Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項	
（１）業務改善の取組に関する事項	
	①組織・人員体制の整備
	②PDCAサイクルの徹底
	③適切な調達の実施
	④外部能力の活用
	⑤業務の効率化
（２）業務の電子化に関する事項	
Ⅴ．財務内容の改善に関する事項	
（１）運営費交付金の適切な執行に向けた取組	
（２）保有財産の処分等	
（１）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
（２）短期借入金の限度額	
（３）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
（４）前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項無し）	
（５）剰余金の使途	
Ⅵ．その他業務運営に関する事項	
（１）内部統制に係る体制の整備	
（２）コンプライアンスの推進	
（３）情報公開の推進等	
（４）情報セキュリティ対策の推進	
（５）職員の意欲向上と能力開発等	
（６）施設及び設備に関する計画（記載事項無し）	
（７）職員の人事に関する計画	
（８）中長期目標の期間を超える債務負担	
（９）機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項	

第２期（案）

項目区分	項目	評価単位	重要度高
Ⅰ．政策体系における法人の位置づけ及び果たすべき役割			
Ⅱ．中長期目標の期間			
Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
（１）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等		☆	
簡略化	医療に関する研究開発のマネジメントの実現		
	研究不正防止の取組の推進		
	研究データマネジメント		
	実用化へ向けた支援		
	国際戦略の推進		
（２）基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施		☆	
再編	①医薬品プロジェクト		
	②医療機器・ヘルスケアプロジェクト		
	③再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト		
	④ゲノム・データ基盤プロジェクト		
	⑤疾患基礎研究プロジェクト		
	⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクト		
（３）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等		☆	
	①政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等		
	②健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等		
Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項		☆	
（１）業務改善の取組に関する事項			
	①組織・人員体制の整備		
	②PDCAサイクルの徹底		
	③適切な調達の実施		
	④外部能力の活用		
	⑤業務の効率化		
（２）業務の電子化に関する事項			
Ⅴ．財務内容の改善に関する事項		☆	
（１）運営費交付金の適切な執行に向けた取組			
（２）保有財産の処分等			
（１）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			
（２）短期借入金の限度額			
（３）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
（４）前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項無し）			
（５）剰余金の使途			
Ⅵ．その他業務運営に関する事項		☆	
（１）内部統制に係る体制の整備			
（２）コンプライアンスの推進			
（３）情報公開の推進等			
（４）情報セキュリティ対策の推進			
（５）職員の意欲向上と能力開発等			
（６）施設及び設備に関する計画（記載事項無し）			
（７）職員の人事に関する計画			
（８）中長期目標の期間を超える債務負担			
（９）機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項			

☆評価単位
○重要度が高い項目
中長期計画のみの項目